

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【公表番号】特表2006-523503(P2006-523503A)

【公表日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【年通号数】公開・登録公報2006-041

【出願番号】特願2006-509746(P2006-509746)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月4日(2007.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主体管腔が主脈管の壁を備え、主脈管の壁の一部が管腔口に対向しており、主体管腔から分岐体管腔へと開口している管腔口に配置するプロテーゼにおいて、

半径方向に拡大可能なスカフォードと、

該スカフォードの一端から軸線方向に延びている少なくとも2つの周方向アンカーとを有し、該アンカーは、スカフォードの前記一端が管腔口に隣接するようにしてスカフォードが移植されたときに、軸線方向に延びかつ主脈管の壁を拡大可能に包囲しあつ管腔口に對向する主脈管の壁の部分に到達するのに充分な長さを有し、前記アンカーがプロテーゼに対して曲ることおよび回転することの両方を可能にすることを特徴とするプロテーゼ。

【請求項2】

前記スカフォードの端部から軸線方向に延びている少なくとも3つの周方向アンカーを有することを特徴とする請求項1記載のプロテーゼ。

【請求項3】

前記アンカーは、半径方向拡大の前のスカフォードの幅の少なくとも1.5倍の軸線方向長さを有することを特徴とする請求項1または2記載のプロテーゼ。

【請求項4】

前記アンカーは、少なくとも2mmの軸線方向長さを有することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項5】

前記スカフォードは、軸線方向に隣接する複数のセルを有していることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項6】

前記周方向アンカーは全て合同の形状を有することを特徴とする請求項1～5のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項7】

前記周方向アンカーは、スカフォードが半径方向に拡大されると半径方向に拡大されることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項8】

少なくとも第一壁パターンを備えた半径方向に拡大可能なスカフォードと、前記第一壁

パターンとは異なる第二壁パターンを備えた領域を有する前記アンカーを備え、前記第二壁パターンは、前記アンカーがプロテーゼに対して曲ることおよび回転することの両方を可能にすることを特徴とする請求項1～7いずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項9】

前記第二壁パターンの近傍領域または前記第二壁パターン上に放射線不透過性マーカーを更に備えていることを特徴とする請求項8記載のプロテーゼ。

【請求項10】

バルーンに取付けられ、バルーンが、スカフォードと周方向アンカーとの間の領域に整合される放射線不透過性マーカーを備えていることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項11】

バルーンカテーテルに取付けられることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項12】

前記アンカーが少なくとも6mmの軸線方向長さを有していることを特徴とする請求項1～11のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項13】

少なくとも5つのアンカーを有していることを特徴とする請求項1～12のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項14】

少なくとも1つの前記アンカーは、スカフォードから軸線方向に延びているスパイラルアンカーであることを特徴とする請求項1～13のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項15】

少なくとも1つの前記アンカーは、スカフォードから軸線方向に延びているヘリカルアンカーであることを特徴とする請求項1～14のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項16】

主体管腔が主脈管の壁を備え、主脈管の壁の一部が管腔口に対向しており、主体管腔から分岐体管腔へと開口している管腔口に配置するプロテーゼにおいて、半径方向に拡大可能なスカフォードと、該スカフォードの一端から延びている少なくとも1つのアンカーとを有し、該アンカーは、スカフォードの前記一端が管腔口に隣接するようにしてスカフォードが移植されたときに、主脈管の壁を包囲しつつ管腔口に対向する主脈管の壁の部分に到達するのに充分な長さを有していることを特徴とするプロテーゼ。

【請求項17】

前記アンカーはスカフォードからヘリカルに延びていることを特徴とする請求項16記載のプロテーゼ。

【請求項18】

前記アンカーが少なくとも6mmの軸線方向長さを有していることを特徴とする請求項16または17記載のプロテーゼ。

【請求項19】

少なくとも3つのアンカーを有していることを特徴とする請求項16～18のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項20】

少なくとも5つのアンカーを有していることを特徴とする請求項16～18のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項21】

更に放射線透過性マーカーを備えていることを特徴とする請求項16～20のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項22】

少なくとも1つの前記アンカーは、スカフォードの端部から延びているスパイラルアンカーであることを特徴とする請求項16～21のいずれか1項記載のプロテーゼ。

【請求項 2 3】

少なくとも 1 つの前記アンカーは、スカフォードの端部から延びているヘリカルアンカーであることを特徴とする請求項 1 6 ~ 2 1 のいずれか 1 項記載のプロテーゼ。

【請求項 2 4】

少なくとも第一壁パターンを備えた半径方向に拡大可能なスカフォードと、前記第一壁パターンとは異なる第二壁パターンを備えた領域を有する前記アンカーを備え、前記第二壁パターンは、前記アンカーがプロテーゼに対して曲ることおよび回転することの両方を可能にすることを特徴とする請求項 1 5 ~ 2 3 いずれか 1 項記載のプロテーゼ。

【請求項 2 5】

バルーンカテーテルに取付けられることを特徴とする請求項 1 5 ~ 2 4 のいずれか 1 項記載のプロテーゼ。